

地域個体群の保全の基準について

1. ニホンザルの地域個体群の設定

- ・保護・管理の単位としての「地域個体群」の区分は、現状では明確にされていない。
 - ・改訂した「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン」では、便宜的な管理単位として、「管理ユニット：ニホンザルは、ほとんどの場合複数の群れがまとまって分布するというパターンを示すことから、この隣接して生息する群れの集まり（集まりとはならず孤立した群れの場合を含む）を管理ユニットとして設定する」ことを提唱。
 - ・これまでは、分布の地理的な連続性から地域個体群の区分が検討されてきた。
 - ・「地理的な連続性」に加えて、遺伝学的なアプローチから地域個体群の「歴史性」と「遺伝的連続性」も加えて判断すべきとの考え方も出てきている。
- どこまで考慮すべきか？

2. 地域個体群の保全の基準

- ・地域個体群が区分できた場合、地域個体群を保全していくために「どこにどれだけ（何群、何頭）残せばよいのか」を判断することが必要となる。
- ・判断する根拠として個体群生態学的なアプローチと遺伝学的なアプローチから検討が行われている。

→どう残すかの判断は、群れの加害レベルや地域の許容度などを考慮して、社会が行うことである。

→判断材料として、科学的な知見に基づく根拠（基準）が求められる。